

2022年1月1日より貨物分類の大幅な変更がありました。主な変更箇所は以下ようになります。ただし、すべてではありませんことを予めご承知おきください。

(1) 第4類(酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品)の中に、食用の昆虫類が含まれるようになった(こおろぎなど)。(現行でも、いなご、はちのこは第4類に分類されていた。)

これに伴い、食用の昆虫類の調製品が第16類に含まれるようになり、第16類の表題が「肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は**昆虫類**の調製品」になった。

上記に関連して、第16類注2の規定が、

「ソーセージ、肉、くず肉、血、**昆虫類**、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。」

に変更になった。

(2) 第4類のヨーグルトは、砂糖、香味料、ナット、ココアのみ含有量が、許容されていたが、例えば、シリアル、コーヒーエキス等が添加されたヨーグルトも、第19.01項(ミルクの調製品)から第0403.20号のヨーグルトに分類されるようになった。

(3) サポニン層の除去のいかんにかかわらずキヌアは、第10類(穀物)に分類されるようになった。

(既存では、サポニン層が除去されると加工穀物として11類(穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン)に分類されていた。

(4) 第 15 類表題が(動物製、植物製又は**微生物性**の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物製又は植物性のろう)になり、微生物性の油脂が追加された。

(5) 第 24 類の表題が、「たばこ及び製造たばこ代用品、**非燃烧吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)**並びに**ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)**」に変更になり、第 24.04 項(たばこ、再生たばこニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品(非燃烧吸引用の物品に限る。))及びニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。))が新設され、たばこやニコチンの代用物を含有する非燃烧吸引用の物品やニコチンを含有するその他の物品がまとめて分類されることになった。

その結果、第 24 類と第 38 類(各種の化学工業生産品)に分かれていた「ニコチンチューインガム及びニコチンパッチ)がともに、第 24.04 項に分類されることになった。

なお、電子たばこ等の気化用器具は、第 85 類(電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品)の中の、第 85.43 項(電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。))の中に、**第 8543.40 号(電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具)**が新設された。

(6) 第 84 類(原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品)の第 84.19 項(加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。))であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。))並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。))の中に、**第 8419.12 号(太陽熱温水器)**が新設された。

- (7) **第 84.85 項(積層造形用の機械)**が新設され、**3D プリンターが分類されるようになった。**
- (8) 第 85 類(電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品)の中の、第 85.01 項(電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。))に中の細分として、**「光発電機(太陽光発電機)」**が分類できるようになった。
- (9) **第 8517.13 号(スマートフォン)**が新設された。
- (10) **第 85.49 項(電気電子機器のくず)**が新設され、様々な類に分類されていた電気電子機器のくずが第 85.49 項に移行、分類されることになった。例えば、一次電池や蓄電池のくず、使用済みのものや再利用を目的としない家庭用電気製品などが分類される。
- (11) **車用のフロントガラス等**(自動車用の窓)が、第 70 類(ガラス及びその製品)から第 87 類(鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品)の**第 87.08 項**(部分品及び附属品(第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車のものに限る。))**に変更になった。**
- (12) 第 88 類(航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品)に、**第 88.06 項(無人航空機)**が新設され、**ドローンなどが分類されるようになった。**